改正後	改正前
（座席） **第184条**　座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第１項（保安基準第71条第２項において準用する場合を含む。）の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一～六　（略） ２　運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第２項（保安基準第71条第２項において準用する場合を含む。）の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一・二　（略） ３～７　（略） （補助座席定員） **第185条**　保安基準第22条の２（保安基準第71条第２項において準用する場合を含む。）の告示で定める基準は、前条第２項第１号イからハまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の２分の１以上でなければならないものとする。 （通路） **第189条**　保安基準第23条第２項（保安基準第71条第２項において準用する場合を含む。）に基づき、乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300㎜以上、有効高さ1,600㎜（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が２ｍ未満である場合は、1,200㎜）以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。 ２～５　（略） （立席） **第190条**　保安基準第24条第１項（保安基準第71条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、立席を設けることができる客席内の告示で定める床面は、客室内の有効幅300㎜以上、有効高さ1,800㎜以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面とする。ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席にあっては、この限りでない。 ２～４　（略） ５　保安基準第24条第３項（保安基準第71条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、立席人員１人の占める広さに関し告示で定める面積は、0.14㎡とする。 （車体） **第242条の２**　車体の強度、構造等に関し、保安基準第61条の２第１号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。 二　座席の地上面からの高さが500㎜未満の原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の車体は、他の交通からの視認性が確保されるものであること。この場合において、地上１ｍ以上の車体の構造について車両中心線に平行な鉛直面への投影面及びそれと直角に交わる鉛直面への投影面の大きさがそれぞれ長さ300㎜以上、幅250㎜以上のものにあっては、この基準に適合するものとする。	（座席） **第184条**　座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一～六　（略） ２　運転者席以外の用に供する座席の寸法に関し、保安基準第22条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一・二　（略） ３～７　（略） （補助座席定員） **第185条**　保安基準第22条の２の告示で定める基準は、前条第２項第１号イからハまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の２分の１以上でなければならないものとする。 （通路） **第189条**　保安基準第23条第２項に基づき、乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車に設ける乗降口から座席へ至ることのできる通路は、有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300㎜以上、有効高さ1,600㎜（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が２ｍ未満である場合は、1,200㎜）以上のものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。 ２～５　（略） （立席） **第190条**　保安基準第24条第１項の規定により、立席を設けることができる客席内の告示で定める床面は、客室内の有効幅300㎜以上、有効高さ1,800㎜以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面とする。ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席にあっては、この限りでない。 ２～４　（略） ５　保安基準第24条第３項の規定により、立席人員１人の占める広さに関し告示で定める面積は、0.14㎡とする。 （新設）